

法科大学院に関する状況について

1. 設置基準及び評価機関認証基準について

「専門職大学院設置基準」(平成15年文部科学省令第16号)
「専門職大学院に関し必要な事項を定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)
及び については、3月31日公布、4月1日施行。

法科大学院の評価機関の認証基準
パブリックコメントを踏まえ、早急に制定。

2. 今後のスケジュールについて

設置認可関係

6月末	設置認可申請締切
7月15日	諮問(文部科学大臣 大学設置・学校法人審議会)
11月20日	答申(大学設置・学校法人審議会 文部科学大臣)
11月末	認可

入学者選抜関係

8月	適性試験の実施
認可後	個別入試の実施

3. 財政支援について

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等を踏まえ、法曹養成制度改革の理念に則った法科大学院制度の実現のため、法科大学院に対する財政支援について、関係機関とも協力しつつ、概算要求に向けて積極的に検討。